

予防規程の作成方法

1 予防規程を新たに制定する場合

手順に従って予防規程を作成し、認可申請してください。

手順1 当庁ホームページで公開する「予防規程作成チェック表」を活用するか、又は、管轄の消防署に相談して、自社の危険物施設に応じて予防規程に定める必要がある事項を確認してください。※消防署に相談する場合は、電話予約し、危険物施設の詳細が解る資料を持参してください。

予防規程作成チェック表（抜粋）

予防規程作成チェック表				
本チェック表は、本申請で認可を受ける予防規程の事項（本編、細則）を、消防署と事業者が相互に確認するために使用する管理用ツールです。作成、変更する予防規程の本編、細則の空欄に○を記入してください。				
予防規程の認可申請時に、記入したチェック表と作成した予防規程を予防規程制定（変更）認可申請書に添付して申請してください。				
予防規程（本編）※全ての危険物施設が共通して作成する事項		作成	変更	
本編【危規則第 80 条の 2 第 1 項第 1 号～8 号の 2、第 11 号～14 号関係】 <作成の必要がある施設>全ての危険物施設				
予防規程（細則）※危険物施設の特異性に応じて追加、作成する事項			作成	変更
1. 災害対応に係る細則				
細則 1-1	風水害被害が想定される施設が講じる風水害対策 <作成の必要がある施設>地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設			
細則 1-2	津波被害が想定される施設が講じる津波対策 <作成の必要がある施設>地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において津波による浸水が想定される地域にある危険物施設			
強化地域に所在する危険物施設の震災対策【危規則第 80 条の 2 第 2 項関				



当庁HPはここからアクセスできます。

① 予防規程作成チェック表は、こちらからダウンロードできます。

② <作成の必要がある施設>に該当する細則は、定める必要があります。

手順2 作成が必要な「予防規程作成例」（予防規程（本編）、予防規程（細則））を、当庁ホームページからダウンロードしてください。

当庁ホームページ画面（イメージ）

2. 予防規程の作成方法

予防規程の作成を支援するため、予防規程作成チェック表と予防規程作成例を整備しました。

下表のアイコン等をクリックするとダウンロードできます。

[予防規程の作成方法はこちら](#)
[予防規制の作成と認可手続きについてのFAQ（よくある質問）はこちら](#)

(1) 予防規程作成チェック表

予防規程作成チェック表	PDF	Word
予防規程（本編）、予防規程（細則）のどれを作成するか確認するために使用するチェック表です。予防規程の認可申請時に、記入したチェック表を作成した予防規程に添えて申請してください。		

(2) 予防規程作成例

予防規程（本編）	作成例		解説
	PDF	Word	
本編【危規則第60条の2第1項第1号～8号の2、第11号～14号関係】 <作成の必要がある施設>全ての危険物施設			
予防規程（細則）	作成例		解説
	PDF	Word	
1 災害対応に係る細則			
細則 1-1			
風水害被害が想定される施設が講じる風水害対策 <作成の必要がある施設> 地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設			
津波被害が想定される施設が講じる津波対策			

③ アイコンをクリックすると、予防規程作成例（本編、細則）をダウンロードできます。

④ 解説をクリックすると、作成例の修正方法等を確認できます。

手順3 解説を参考にして、自社の危険物施設の実態に応じた内容になるよう予防規程（本編）と予防規程（細則）を修正してください。

予防規程作成例（抜粋）

(1) 災害リスクの確認
 所長は、地域のハザードマップ等を定期的に確認し、当所で想定される風水害リスクの把握に努めるものとする。
 なお、当所で想定される風水害リスクは次のとおりである。

当所で想定される風水害リスク	
浸水リスク	想定される浸水深さ3～5m
土砂対策リスク	敷地北側の一部が急傾斜地の崩壊警戒区域に該当
強風リスク	台風等による屋外設備等の破損危険あり
停電リスク	停電時も稼働を継続する必要がある設備が一部あり

(2) 実施計画等の見直し
 所長は、想定される風水害リスクと当所の実態を踏まえ、定期的実施計画の見直しを検討するものとする。

(3) 風水害対策に必要な資器材等の整備
 ア 所長は、風水害対策に必要な資器材の整備等に努めるものとする。

イ その他

㊦ 所長は、停電に備え、自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保するものとする。

㊧ 所長は、浸水に備え、土のう、止水板、水密性のあるシャッター（建具型の浸水防止用設備）等の必要な資器材を整備し、保管するものとする。

⑤赤字の部分、施設の実態に応じた内容に変更してください。

⑥青字（その他）の部分、施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

⑦赤字、青字（その他）以外の部分についても、危険物施設の実態に合わない内容があれば必要な変更をしてください。

手順4 作成した予防規程と記入した「予防規程作成チェック表」を予防規程制定認可申請書に添付して、管轄の消防署に認可申請してください。

2 予防規程を変更する場合

手順に従って予防規程を作成し、認可申請してください。

(1) 既存の予防規程を全改正する場合

1の「予防規程を新たに制定する場合」と同じ手順で予防規程を作成し、管轄の消防署に認可申請してください。

(2) 既存の予防規程を継続使用し、必要な予防規程（細則）を追加する場合

手順1 1の手順1を参考にして、既存の予防規程に追加で定める必要がある事項を確認してください。

手順2 1の手順2を参考にして、追加作成が必要な予防規程（細則）を当庁ホームページからダウンロードしてください。

手順3 1の手順3を参考にして、ダウンロードした予防規程（細則）を作成してください。

手順4 予防規程（細則）の追加等に伴い、既存の予防規程の内容で変更が必要な部分がある場合は、変更してください。

手順5 作成した予防規程（細則）、既存の予防規程の変更部分、記入した「予防規程作成チェック表」を予防規程変更認可申請書に添付して、管轄の消防署に認可申請してください。